

平成 25 年度「地域とともにある学校づくり」推進フォーラム

佐藤 晴雄（日本大学）

1. 地域との連携による学校づくり、コミュニティ・スクールの成果

(1) コミュニティ・スクール実践期間からみた成果認識

表1 指定年度別の校長の成果認識（※数値は無回答を除外したもの。）

	平成 16+17年 度	平成 20 年度	平成 23年 度	全体	16年度 -23年度	16年度 -20年度	20年度 -23年度
--	-------------------	-------------	-------------	----	---------------	---------------	---------------

短期的成果

学校と地域が情報共有	92.3%	94.0%	90.2%	93.8%	2.1%	-1.7%	3.8%
学校に対する保護者や地域の理解の深まり	84.6%	87.0%	82.3%	83.5%	2.3%	-2.4%	4.7%
教職員の子どもと向き合う時間の増加	27.7%	19.0%	18.8%	20.1%	8.9%	8.7%	0.2%
教職員の意識改革	86.2%	79.0%	77.0%	78.5%	9.2%	7.2%	2.0%

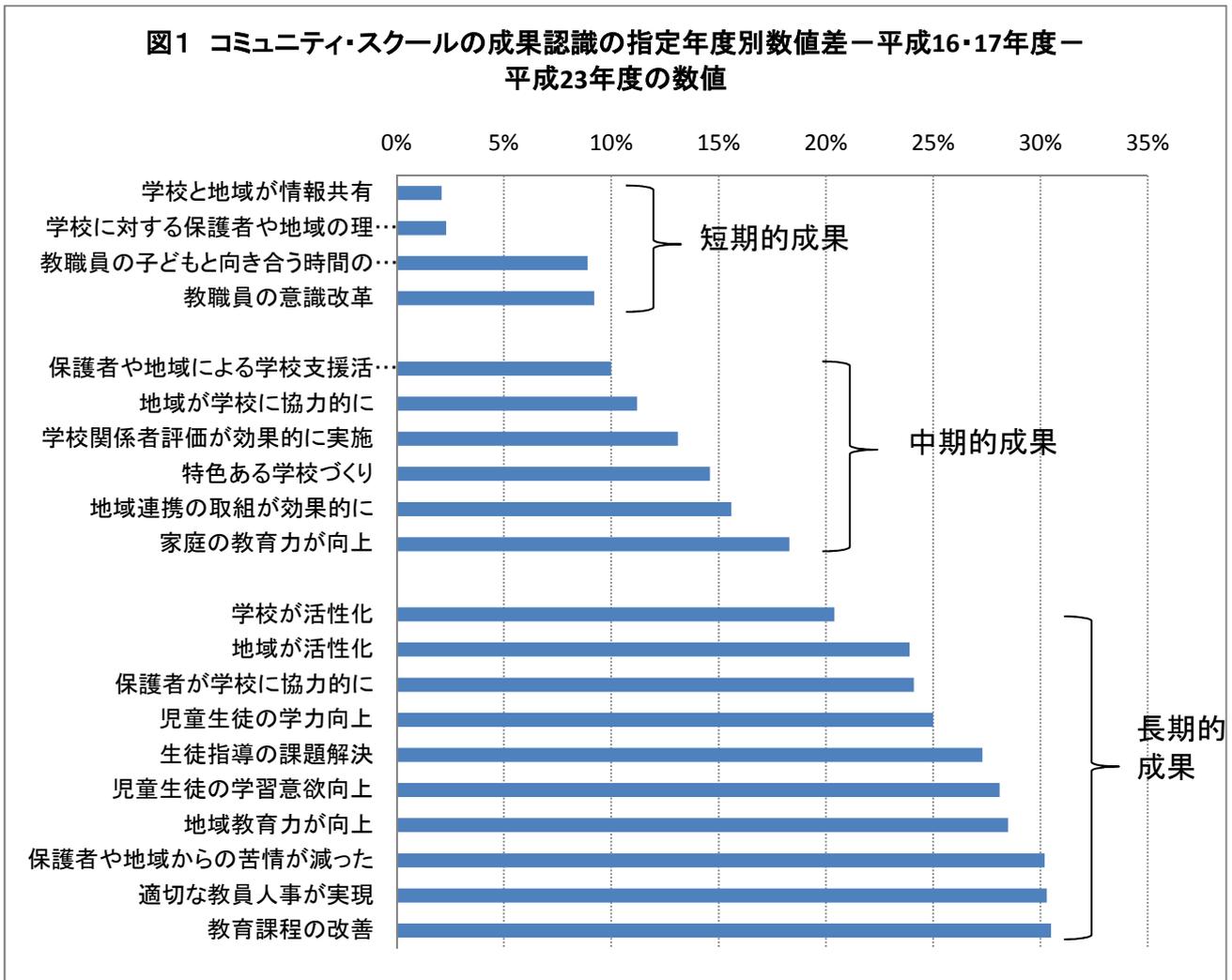
中期的成果

保護者や地域による学校支援活動が活発に	87.7%	82.0%	77.7%	81.7%	10.0%	5.7%	4.3%
地域が学校に協力的に	90.8%	92.0%	79.6%	88.8%	11.2%	-1.2%	12.4%
学校関係者評価が効果的に実施	90.8%	88.0%	77.7%	83.9%	13.1%	2.8%	10.3%
特色ある学校づくり	92.3%	84.0%	77.7%	84.1%	14.6%	8.3%	6.3%
地域連携の取組が効果的に	90.8%	90.0%	75.2%	85.1%	15.6%	0.8%	14.8%
家庭の教育力が向上	41.5%	36.0%	23.2%	33.4%	18.3%	5.5%	12.8%

長期的成果

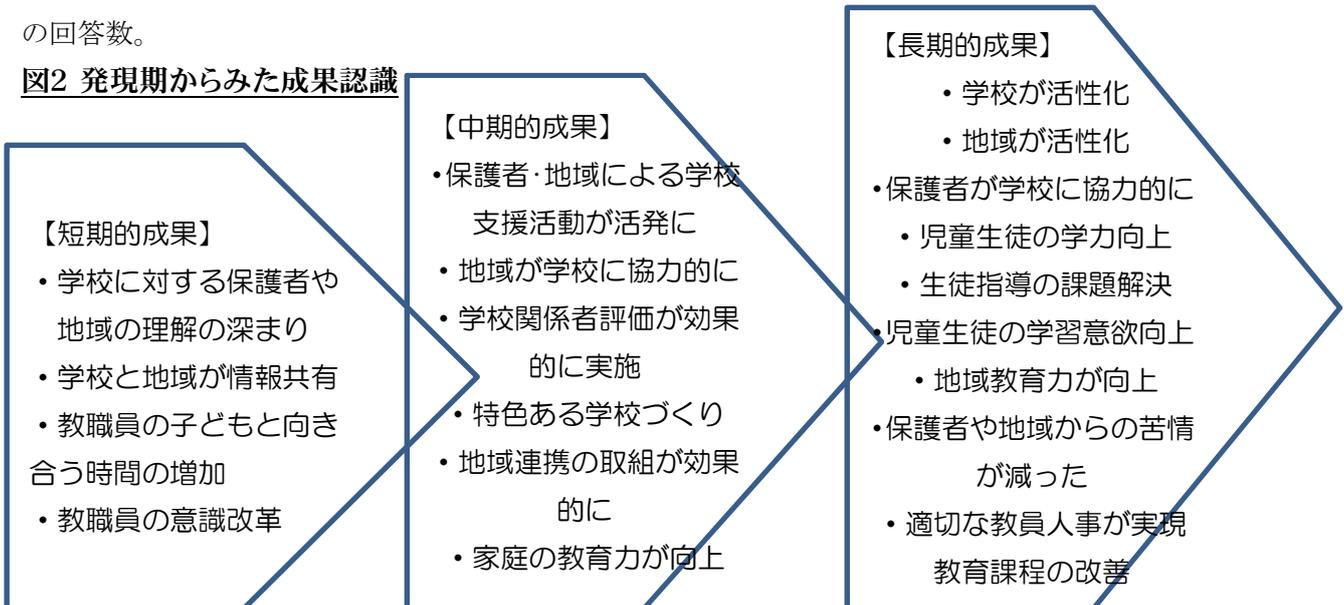
学校が活性化	89.2%	81.0%	68.8%	77.1%	20.4%	8.2%	12.2%
地域が活性化	67.7%	52.0%	43.8%	52.2%	23.9%	15.7%	8.2%
保護者が学校に協力的に	80.0%	61.0%	55.9%	64.7%	24.1%	19.0%	5.1%
児童生徒の学力向上	57.1%	37.4%	32.1%	37.0%	25.0%	19.7%	5.3%
生徒指導の課題解決	59.4%	38.0%	32.1%	43.6%	27.3%	21.4%	5.9%
児童生徒の学習意欲向上	71.9%	60.6%	43.8%	51.4%	28.1%	11.3%	16.8%
地域教育力が向上	72.3%	61.0%	43.8%	57.2%	28.5%	11.3%	17.2%
保護者や地域からの苦情が減った	67.7%	49.0%	37.5%	47.0%	30.2%	18.7%	11.5%
適切な教員人事が実現	43.8%	25.5%	13.5%	23.5%	30.3%	18.3%	12.0%
教育課程の改善	80.0%	70.0%	49.5%	64.7%	30.5%	10.0%	20.5%

図1 コミュニティ・スクールの成果認識の指定年度別数値差—平成16・17年度—平成23年度の数値



※データ出所:コミュニティ・スクール研究会(代表:佐藤晴雄)編『平成23年度文部科学省委託調査研究—コミュニティ・スクールの推進に関する教育委員会及び学校における取組の成果検証に係る調査研究報告書』日本大学文理学部、2012年。2011年10月～11月実施。ここでは、回収数:指定校675校の校長の回答数。

図2 発現期からみた成果認識



(2)コミュニティ・スクールによる成果の構造

図3 コミュニティ・スクールによる成果の構造

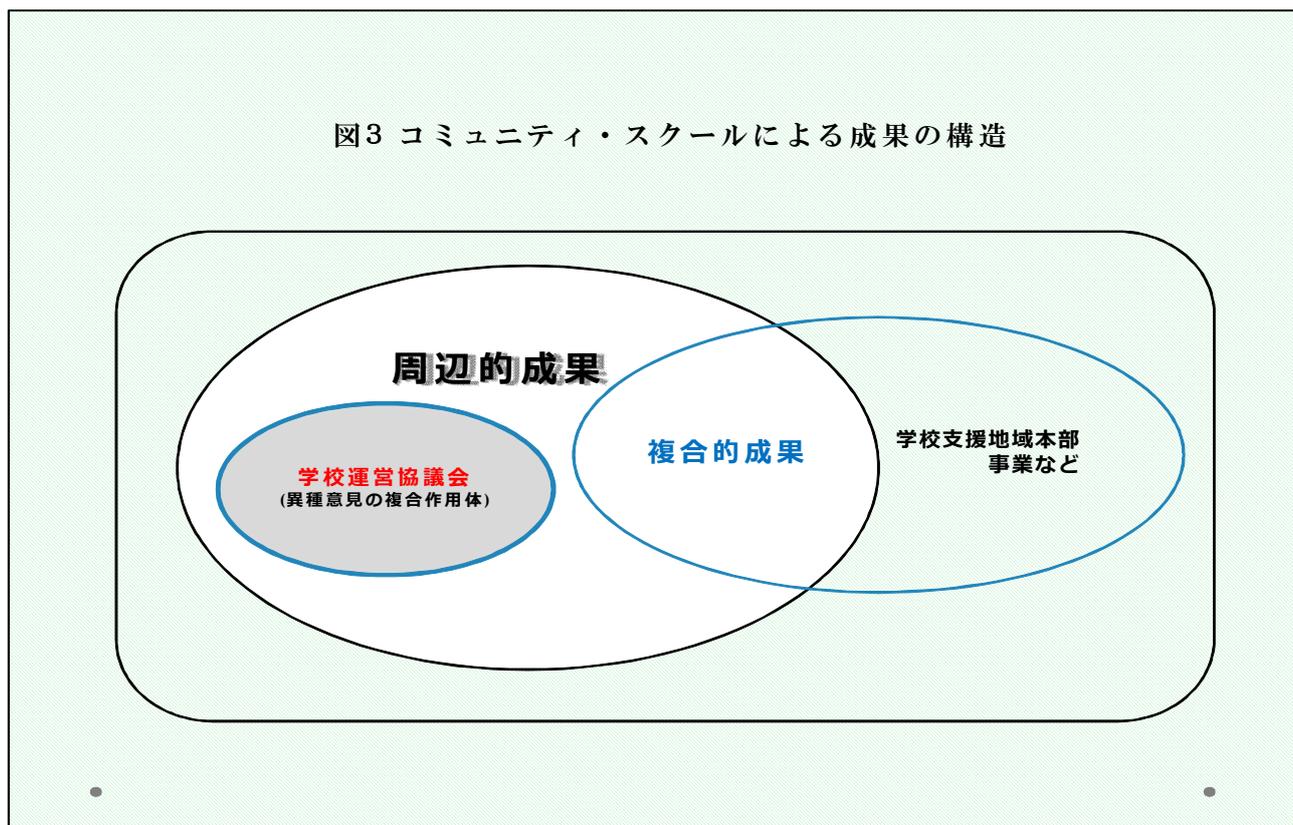


表2 学校運営協議会の権限外活動と成果認識との関係性

	権限外活動 成果認識項目	学校支援 活動を実施	保護者の苦 情に対応	学校評価 を実施	地域行 事を計 画	学校行事 を計画
学校運営の改善	学校関係者評価が効果的に実施	◎		◎		○
	学校が活性化	◎				◎
児童生徒の変容	児童生徒の学習意欲向上	◎	△		◎	○
	生徒指導の課題解決	◎	△		◎	
教職員の変容	教職員の意識改革	◎	△			○
	教職員の子どもと向き合う時間の増加	◎	△			
保護者・地域連携の変容	学校に対する保護者や地域の理解の深まり	◎				
	保護者や地域からの苦情が減少	◎	△		○	
学校外の変容	地域教育力が向上	◎	△	△	○	◎
	家庭の教育力が向上	◎	△		○	○

注: ◎=強い有意な関係あり (p<0.01)、○=有意な関係あり (p<0.05)、△=ある程度関係有り (数値差約10ポイント以上)

2. 人事に関する意見の実態

- 音楽の常勤講師の配置と特別支援学級の新設(岩泉町立小学校)、
- 学生ボランティアを採用選考合格後に教諭として赴任するよう求めた(三鷹市立小学校)、
- 非常勤講師の採用や他校教員の着任を申し出で実現した(足立市立小学校)
- ◎その他、特定の教員の異動・転出時期を先に延ばした例が多く、教頭の昇任に伴い自校への着任を要望なども見られる。算数の指導で著名な他校の教師の着任を要望した、社会教育主事有資格者を希望したなどの例も。

表3 学校運営協議会の「協議」活動と校長のCS満足感

			満足感		合計	
			満足群	不満群		
Q25-人事に関する意見の申出	あった	度数	91	15	106	
		%	17.5%	11.0%	16.1%	
	なかった	度数	430	121	551	
		%	82.5%	89.0%	83.9%	
合計		度数	521	136	657	
		%	100.0%	100.0%	100.0%	
教委への意見申し出	あった	度数	139	28	167	χ ² 検定値 p=0.164 p>0.05
		%	26.5%	20.3%	25.2%	
	なかった	度数	385	110	495	
		%	73.5%	79.7%	74.8%	
合計		度数	524	138	662	
		%	100.0%	100.0%	100.0%	
学校運営方針への修正意見	あった	度数	78	26	104	p=0.337 p>0.05
		%	14.9%	18.7%	15.7%	
	なかった	度数	445	113	558	
		%	85.1%	81.3%	84.3%	
合計		度数	523	139	662	
		%	100.0%	100.0%	100.0%	

※数値は無回答を除外したもの。

3. 学校運営協議会と学校評議員制度や学校支援地域本部の違い。

(1) 学校運営協議会と学校評議員制度

学校評議員制度は、下表4の点で学校運営協議会とは異なる性質を持つ。

(2) 学校運営協議会と学校地域本部事業

- ① 学校運営協議会は制度／学校支援地域本部は「事業」
- ② 学校運営協議会は学校のガバナンスの仕組み／学校支援地域本部はボランティアのコーディネート組織
- ③ 学校運営協議会は学校運営に関する協議が目的／学校支援地域本部は学校支援が目的
- ④ しかし、学校運営協議会は派生的な取組を実践。学校支援地域本部との連携による複合成果(相乗効果)が期待される。⇒参考 学校支援地域本部と学校運営協議会を併設している学校は、3割弱(28.1%)。

表4 学校運営協議会と学校評議員制度の比較

	学校運営協議会	学校評議員
①対面・情報交換機能	合議体としての会議参加が原則。多様な属性を持つメンバー間での情報交換が可能。	原則として合議体ではなく、協議の場が設定されても会議頻度が低い。
②協議・意見具申機能	協議等による意見具申が行える。校長の求めを要しないなど協議会に権限が与えられている。	評議員による個別意見。具申に至るとは限らない。校長の求めがあつて意見を述べるなど権限が弱い。
③参画・承認機能	基本方針の承認など権限に一定の強さがある。	承認機能はなく、また合議体でないことからメンバーの参画意識が弱くなる。
④透明化機能	学校運営協議会だよりなど外部関係者に情報提供を行い、また、HPなどでコミュニティ・スクールの周知も図る例が多い。	校長とメンバー間の意見交換を原則とするため、必ずしも透明化機能が期待される訳ではない。また、合議体でないために、たより等による周知活動が期待しにくい。

表5 学校運営協議会と学校支援地域本部の比較

	学校運営協議会	学校支援地域本部
目的	学校運営協議会を通じて、保護者や地域住民等が一定の権限と責任を持って学校運営に参画することにより、そのニーズを学校運営に反映させ、学校・家庭・地域社会が一体となってより良い教育の実現に取り組むこと。	学校活動支援を通して、学校・家庭・地域が一体となって地域ぐるみで子どもを育てる体制を整えること。
役割	①学校運営の基本方針を承認したり、②教育活動などについて校長や教育委員会に対して意見を述べ(校長の求めがなくても意見を申し出ることが可能)、③また教職員の任用についても意見を申し出る。	地域住民の学校支援ボランティアなどへの参加をコーディネートする。「地域教育協議会」は、学校支援地域本部においてどのような支援を行っていくかといった方針などについて企画、立案を行うにとどまる。
根拠法	地方教育行政の組織及び運営に関する法律	なし(文部科学省による補助事業)

4. コミュニティ・スクールの活動と導入のステップ

(1) コミュニティ・スクール導入のステップ

第1段階 下地づくり

教委・学校の保護者・地域に対する説明・PRによる相互理解の徹底

例: 準備委員会及び拡大準備会の開催、説明会の開催、学校だより等の作成・配布、学校評価結果の周知など。この初期段階では、学校支援ボランティア活動の拡大や放課後教室等の実施が鍵になる。

第2段階 人材確保

委員候補の確保・依頼、学校の担当教員の指定など棟上げの用意

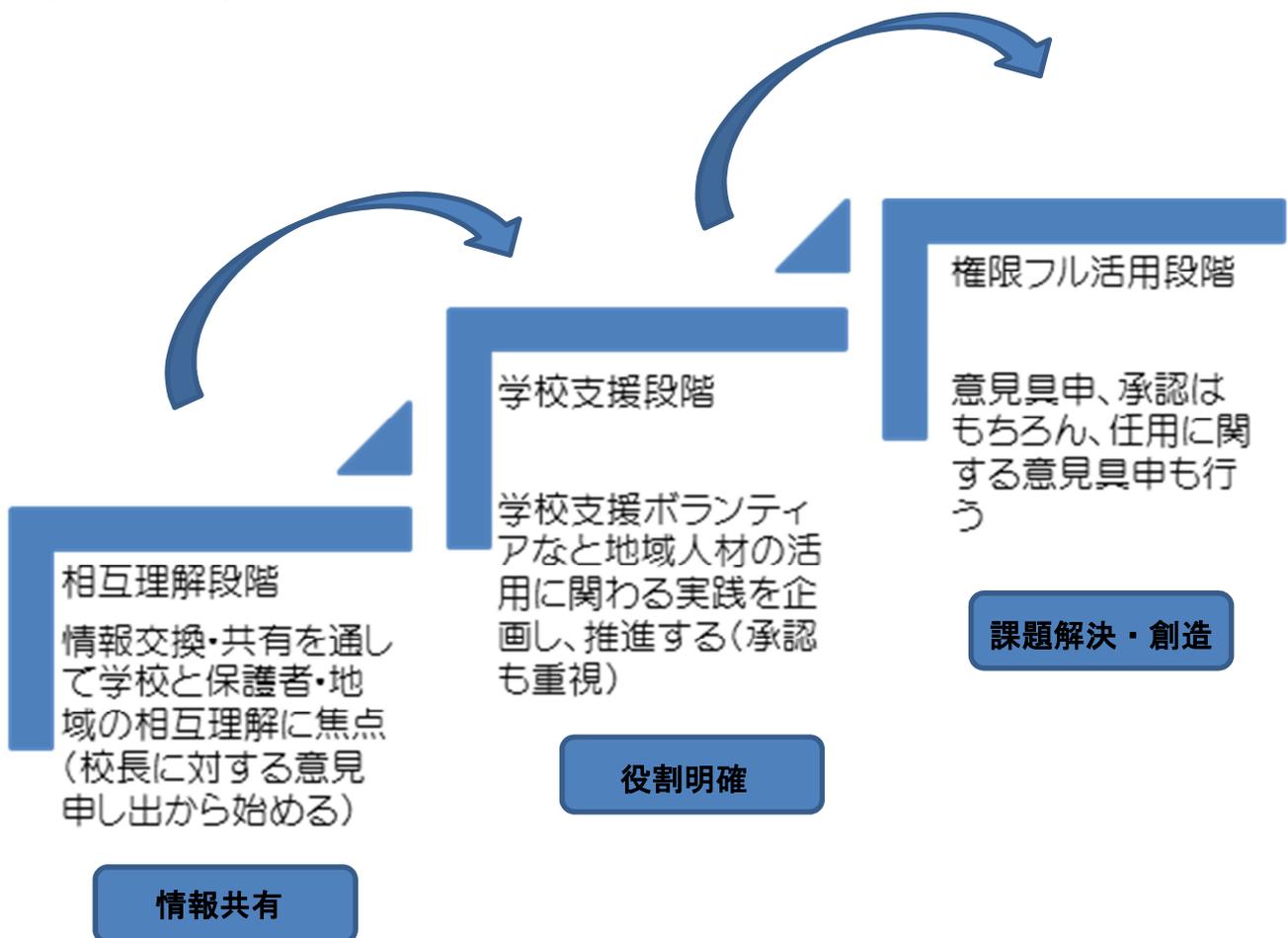
委員選出方法・枠組の決定。選出母体の「代表」の扱い

第3段階 導入(指定)

導入に際して、学校方針の明確化や規則の制定を行い、学校運営協議会の仕組みをつくって、教委指定に至る。

例: 「めざす児童生徒像」「望む学校・教師像」などの作成。

(2) 学校運営協議会活動のステップ



以上